

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	地域地区見直し事務				事業コード	1688
担当課等	所属名	都市整備部 都市計画課			担当係名	
	課長名	都市整備部 都市計画課 伊藤 純	担当者名	高橋 秀明	電話番号	7215

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	適正な土地利用計画の推進	コード 1
	基本事業	土地利用に関する計画の策定・見直し	コード 1			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒(開始年度 昭和45年度～)
事務事業の概要	都市計画基礎調査等による検討結果や土地区画整理事業等による進捗などにあわせ、地域地区の都市計画を決定・変更する。					
根拠法令等	都市計画法					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
盛岡市では昭和25年に用途地域、昭和26年に準防火地域を決定した。以降、土地利用の変化の見られるところ、区画整理事業や道路整備等の進捗により、適宜用途地域等の見直しを実施してきている。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
地域地区の変更に当たっては、良好な住環境を求める市民の要望がある反面、変更により土地活用に制限が及ぶ権利者からの反発もある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
市民参加やより身近なまちづくりを背景に、良好な地域の創出手段として適切な用途地域の指定が都市計画法において規定されている。また、地域防災計画の見直しにより、災害に強いまちづくりのため、現在の防火地域及び準防火地域指定の再検討が望まれている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	・用途地域指定面積 ・特別用途地区指定面積 ・防火地域及び準防火地域指定面積	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 用途地域指定面積	単位	ha
				B. 特別用途地区指定面積	単位	ha
				C. 防火地域及び準防火地域指定面積	単位	ha
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・都市計画変更に向けた説明会・公聴会の開催 ・広報・市ホームページへの掲載 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 用途地域の変更及び防火地域の見直しの検討	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 説明会・公聴会の開催回数	単位	回
				B. 用途地域及び特別用途地区変更面積	単位	ha
				C. 防火地域及び準防火地域変更面積	単位	ha
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	市民との合意形成を図りながら、都市計画決定の手続きにより、適正な土地利用を実現する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 用途地域及び特別用途地区変更面積 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	ha
				B. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	計画的に土地利用される	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市域における都市計画区域の割合(単位:%) 市域における農用地区域の割合(単位:%) 市域における森林区域の割合(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

[illegible]

⑩事務事業に係る事業費

[illegible]

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 地域地区の都市計画変更は、従来、行政主導で進められてきているが、今後は市民と協働によるまちづくりに基づいて市民側から都市計画変更の提案がなされていくことが望まれる。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 地域のまちづくりを考えるリーダーやまちづくりコーディネーターの育成が必要となることから、地域での懇談会開催を通じて市民のまちづくりに対する意識を高めていく。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり		(2)全体総括(振り返り、反省点) 都市計画法による法定事務であり、良好な土地利用の促進を図るため、地域地区の見直しを継続して進める必要がある。
	今後の方向性と改革改善案 ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 協働のまちづくりの推進の観点から、住民発議の提案等による地域地区の見直し等が行われるよう努める必要がある。		